化粧品の表示に関する公正競争規約施行規則　別表2【使用上又は保管上の注意】

2023.4.10 修正

■ **使用上又は保管上の注意**

|  |  |
| --- | --- |
| 化粧品の種類 | 使用上の注意事項（表示例） |
| １　シャンプー、リンス、 ボディシャンプー、 マスカラ及び浴用化粧料 | お肌に合わないときは、ご使用をおやめください。 |
| ２　口紅及びリップケア化粧料 | 唇に異常があらわれたときは、ご使用をおやめください。 |
| ３　爪化粧料 | 爪に異常があるときは、ご使用をおやめください。 |
| ４　香水・オーデコロン | 直射日光のあたるお肌につけますと、まれにかぶれたり、シミになることがありますので、ご注意ください。 |
| ５　上記１～４以外の化粧品 | お肌に異常が生じていないかよく注意して使用してください。お肌に合わないときは、ご使用をおやめください。 |
| ６　ネイルカラー | うすめ液を加えたり、他のネイルカラーを継ぎ足す場合は、ビンの上部に十分な空間を残して入れてください。 |
| ７ 子供用化粧品  例、  子供用おしゃれセット  おもちゃシャンプー等 | これは子供用化粧品です。必ず保護者の監視のもとで使用させてください。 |
| ８　洗顔料類、シャンプー、リンス、 ヘアトニック及びヘアリキッド | 目に入ったときは、直ちに洗い流してください。目に異物感が残る場合は、眼科医にご相談ください。 |
| ９　ビニールパック又はこれに類するもの | 目の周囲を避けて使用してください。 |
| 10　整髪料 （樹脂製品に変色作用を及ぼすもの） | 樹脂製のクシやメガネにつくと変色することがありますから、きれいにふきとってください。 |
| 11　日やけ止め化粧品 | 「本品は2～3時間ごとにつけかえてください。」 又は、 「肌をタオルでふいたあとなどは、つけかえてください。」 |
| 12　エアゾール化粧品 | 1.適用部位から約10cmの距離で噴射すること。 2.同じ箇所に連続して3秒以上噴射しないこと。 3.眼瞼の周囲、粘膜などに噴射しないこと。 4.噴射ガスは、直接吸入しないよう注意すること。 |
| (1)正立のみで使用するもの | 「逆さにしないで、使用してください。」 又は、 「頭部を上にして、使用してください。」 |
| (2)倒立のみで使用するもの （ただし、構造上、正立、倒立の いずれでも使用可能なものを除く。） | 逆さにして、使用して下さい。 |
| (3)使用の際に振って使用する 必要のあるもの | 使用前によく振って使用してください。 |
| その他公正取引協議会において 定める化粧品 | 公正取引協議会が別に定める表示例に準ずること。 |

(注) 個々の製品特性に応じ、「極端に高温又は低温の場所、直射日光のあたる場所には保管しないでください。」等のほか、消防法、高圧ガス保安法に従って表示すること。